

広報



昭和51年3月1日

あいお

No.147

人口と世帯数

(2月1日現在)

人口 9,441人

男 4,475人

女 4,966人

世帯数 2,428世帯

発行 秋穂町役場



もうひと息だガンバレ!

2月22日体力づくり親子走ろう大会が催されました。雨あがりの寒い日でしたが、5歳の園児から64歳のおとしよりまで170人が参加しました。

午後2時30分、一斉に中学校グラウンドを出発し農免道路折返し3kmを、ひとりの脱落者もなく、全員が元気いっぱいゴールしました。

当日の最高記録は次のとおりでした。

保育園児と	
小1・2年生	14分17秒
小3・4年生	13分24秒
小5・6年生	11分50秒
一般	11分34秒

の決算公表

7億8265万7千円

地方自治法第二百三十三
 条第五項の規定にもと
 づき、昭和四十九年度決
 算の要領を次のとおり公
 表します。

昭和五十一年三月一日

秋穂町長 末貞 巖

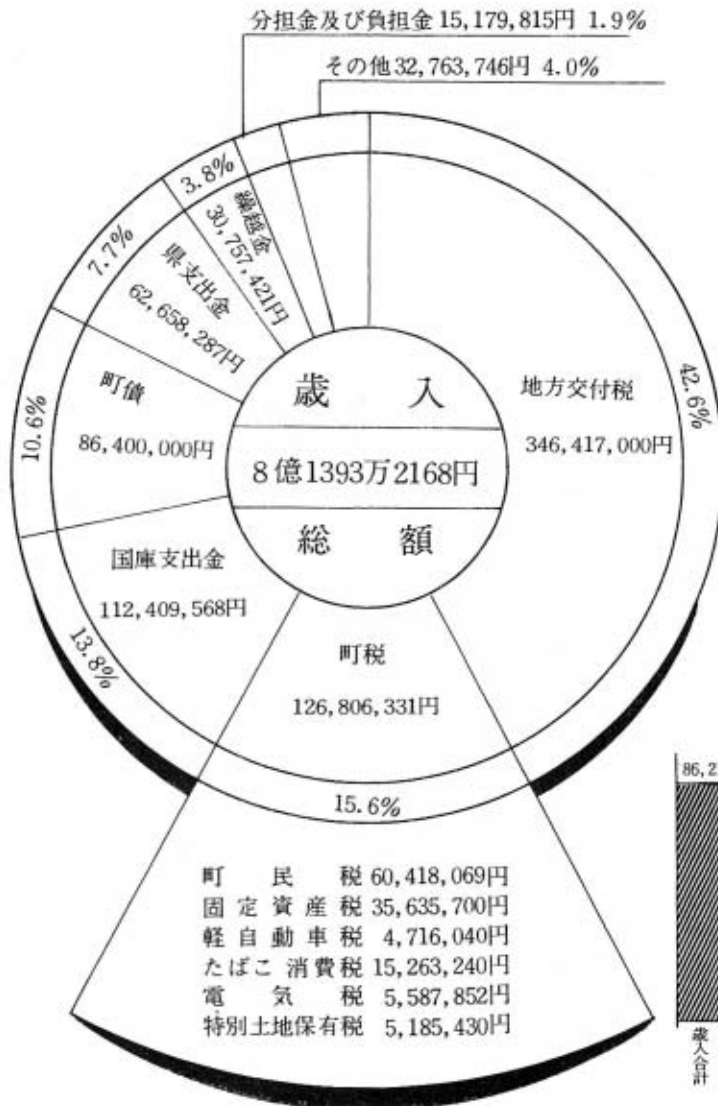
一 般 会 計

差 引 額
2264万8220円
1358万5338円
284万3028円

区 分	金 額
歳 入 総 額	8 億1393万2168円
歳 出 総 額	7 億8265万7009円
差 引 額	3127万5159円
翌年度へ繰越すべき財源	900万0000円
実 質 収 支 額	2227万5159円

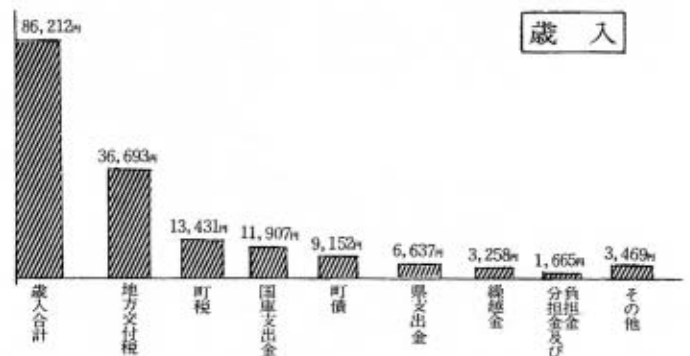
昭和四十九年度の秋穂町一般会計および特別会計の決算が、二月三日の臨時町議会で認定されました。一般会計の決算額は、前年度と比べ歳入は二七、二割、歳出も二八、五割とそれぞれ伸びています。収支も、実質的に二千二百二十七万五千円の黒字で、健全財政を保つことができました。一般会計および特別会計の決算の内訳は、次の表をご覧ください。

一般会計 費目別決算内訳



歳入

一般会計 町民1人当りの額



こうした施設ができました

大海小屋内運動場(教育費) 開校百周年を記念して三月に、屋体ができました。(写真上) 児童の教育の場として、大海地区の人たちの体育施設として活用されています。

また、七月には秋小にプールが完成しました。

浦、大海地区の漁港修築(農林水産費) 大海地区では、物揚場を作るための下部の下部を造成しました。(写真中) 五十年以降も引続き整備されます。また、浦地区では漁港施設としての物揚場及び背後地の埋立を一部完成しました。

護岸、海岸保全施設(土木費) 台風や高潮の被害から守るために、祇園町住宅前から黒濁に向けて護岸一八〇米を新設しました。(写真下) 将来は車道、歩道、緑地帯を設ける計画です。また花香地区堤防の延長九八米が補強され、台風時の危険から守られると同時に、漁船も利用できるように、階段形式に作られました。

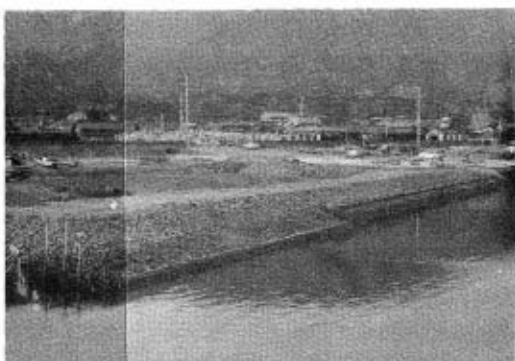
そのほか、交通安全施設としての道路が整備されています。

49年度

一般会計で使ったお金は

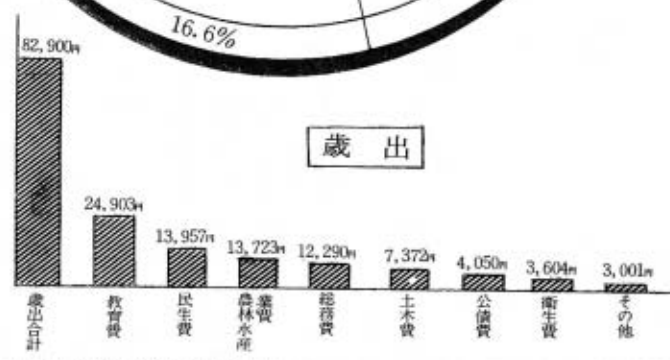
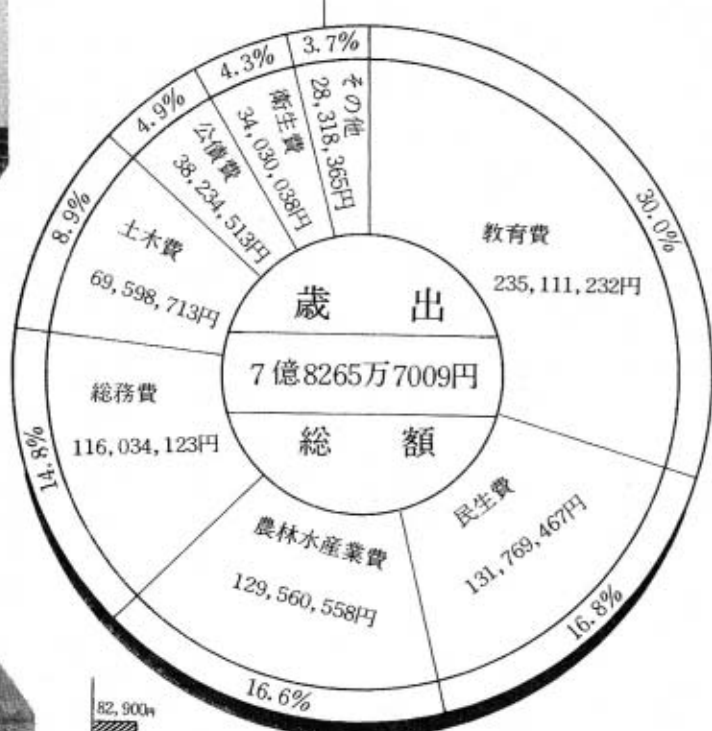
特別会計

会計別	歳入総額	歳出総額
国民健康保険特別会計	1億8604万1293円	1億6339万3073円
国民宿舎特別会計	9144万6153円	7786万0815円
交通災害共済事業特別会計	648万8914円	364万5886円



町議会費 17,227,822円 2.2%
 消防費 6,759,379円 0.9%
 商工費 4,331,164円 0.6%

歳出



みんなそろって 交通災害共済に 加入しましょう

交通事故をなくそうという折しもむなく、悲惨な事故はあとを絶ちません。

秋穂町交通災害共済事業は、少額の掛金と充実した内容の、お互いの助けあいの制度です。万一にそなえて、家族そろって加入しましょう。

対象となる交通事故災害

日本国内で起きたすべての交通機関による事故で、歩行者または乗車（船）中の者が、死亡したりけがをしたりした場合。

共済制度に加入できる人

秋穂町に住民登録または、外国人登録をされている人。

共済掛金

年間一人 五百円 ただし、中学生以下の子供および、七十才以上の老人は三百円。

共済期間

四月一日から翌年三月三十一日まで

その他

詳しいことについては、各戸に配布されます、交通災害共済加入申込書をご覧ください。

なお、ご参考までに昨年度の状況をお知らせいたしますと、共済加入者数は四千九百五十三人で、うち共済見舞金を受けられた方は、死者一人をはじめ、重軽傷者二十五人で、金額にして百五十三万円が支払われました。

春の

全国火災予防運動

(2月29日)
(3月13日)

どんな火も
山はいやです
みどり好き



全国いっ斉に、春の火災予防運動が行われていますが、二月二十九日から三月六日の七日間は、車両および山火事の防止に重点がかけられています。

山火事は一年中発生しますが、地域によって若干のズレもあり、

発生が集中するのが二月から五月までの間と、十二月です。それは、この時期が概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど、山火事が発生しやすい気象条件になるためです。また、発生原因はたばこの投げ捨て、たき火の不始

末など、人為的なもので占められております。

町内でも、昨年三件の山火事が発生しましたが、これは火災件数の半分にあたります。

お互いひとりひとりが、火災をおこさない、火災による死傷者を出さないことに、心がけましょう。

林野 ●たき火の跡始末を完全にしましょう。

●マッチ、ライターの使用は強風または乾燥時には、努めてさげましょう。

●紙くずなど、燃えやすいごみ類は、所定の場所に捨てましょう。

●火入れの許可は、必ずとりましょう。

家庭 ●たばこの投げ捨て、放置、寝たばこの習慣は、絶対にやめましょう。

●ガス器具の正しい使い方をしましょう。

●お出かけ前、おやすみ前の火の元点検を励行しましょう。

●老人、子ども、病人は安全な避難しやすい所に、寝かせましょう。

●水バケツ、消火器等の消火器具の準備をし、消火器の使い方を知っておきましょう。

役場旧庁舎を改築

施設)産業)農・委)企画)は 中央公民館講堂へ移転

今まで、施設課、議会事務局等の事務棟であった旧庁舎が、老朽し、危険なために改築されることになり、このほどとりこわされました。

新しい庁舎は、この跡地にプレハブ二階建延べ七百平方メートル(約二〇坪)が建てられることになっており、二月十一日に起工されました。

町民のみなさんには大変ご不便をおかけしておりますが、しばらくの間ご協力をお願いいたします。なお、一時移転した課と移転先は次のとおりですが、電話と有線

番号は従来とかわりありません。

中央公民館講堂へ移転した課

施設課・産業課・農業委員会

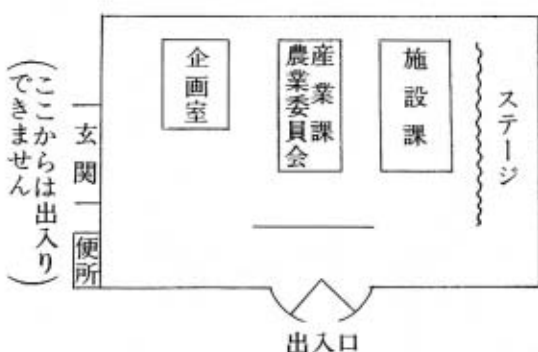
企画室

プレハブ一階(旧産業課、企画室のあった部屋)へ移転した局

議会事務局および議員控室

プレハブ二階へ移転したものの宿直室

中央公民館講堂内の配置図



春の狂犬病予防注射と 犬の登録受付

次のとおり、町内7か所を巡回して、犬の注射と登録の受付を行います。

この機会に注射を受けられない場合は個別に行うことになり、料金が高くなりますので、犬を飼っておられる方は必ず最寄りの場所でうけてください。



実施日	時間	場所
4月1日	9:00~10:00	天神町漁協のり集荷所前
	10:30~11:30	役場大海支所
	13:00~14:00	赤崎公民館前
	14:30~16:00	花香南公民館前
4月2日	9:00~10:00	東天田公民館前
	10:30~11:30	黒湯南公民館前
	13:00~16:00	役場駐車場

料金 登録料 300円
 注射料 600円 計900円
 ※印鑑をご持参ください。

個人注射実施日(4月1日、2日に注射できなかった犬を対象に行うものです。)

日時 4月26日
場所 町役場および大海支所
料金 登録料 300円
 注射料
 集合注射料より高くなります。

役場執務時間の変更
 三月一日から三月三十一日まで
 八時三十分から十六時三十分まで
 四月一日から九月三十日まで
 八時三十分から十七時まで

広中淳子ちゃん
(1年3か月)



三月 保健衛生事業

種痘・ジフテリア の予防接種は一時見合わせ

近年、わが国の各種伝染病については、予防対策の推進、医学の進歩、環境衛生の発展などによって現在の予防接種は再検討されることが強く望まれております。

このたび、流行の状況、現行ワクチンの安全性などが考えられ、厚生省及び県から予防接種について、次のように見合わせるよう行政指導がありました。

行事表

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
5	金	13:30 14:30	秋穂乳幼児相談	中央公民館	乳幼児とその母親
4	木		大海乳幼児相談	大海分館	

- 種痘**
- 初回の種痘(生後六ヵ月から二十四ヵ月までの乳幼児)
 - 第二期の接種(小学校入学前六ヵ月以内の児童)
 - 第三期の接種(小学校卒業前六ヵ月以内の児童)
- ジフテリア**
- ジフテリアの定期予防接種のうち第三期の接種(小学校入学前六ヵ月以内に行う)
- なお、詳しいことは保健衛生課へお問い合わせ下さい。

栄養改善推進委員 研修会

日時 三月十日 九時から十四時まで
場所 中央公民館 実習室

(環衛連だより) 第三回定期総会を開きます

「明るく健康な家庭と、住みよく美しい町づくり」をめざしている町環境衛生連合会では、才三回定期総会を次のとおり開きますので、幹事さん、協力員さんは是非、ご出席くださるようご案内いたします。

なお、準備の都合がありますので、区の幹事さんは出席者をとりとまとめて、三月八日(月)までに事務局へご報告願います。

日時 三月十三日(土)午後七時から午後九時三十分まで

場所 老人福祉センター会議室

なお、大会終了後、環境を美しくと題し、「し尿浄化槽の正しい使い方」について、参加者全員で研修していただく予定です。

国民年金 保険料

4月1日から 千四百円に引上げ

昭和五十一年四月から国民年金の定額保険料が、これまでの一月千四百円から千四百円に引き上げられます。

国民年金は年をとったり、障害者や母子世帯になったときの生活安定をはかるためのものですが、この制度は、経済事情の変動につ

いていけるよう毎年のように改正され、さらに物価をやすとして、物価があがれば自動的に年金額もふえるようになっていきます。年金額が引き上げられると年金財政の均衡を保つために、保険料の引き上げが、これに伴って行われることになりました。将来、この年金制度をよりよくするためにもぜひこのことをご理解いただき、この制度が円滑にすすむようご協力をお願いします。なお、希望して納める付加保険料については、これまでどおりの月額四百円です。

税のコーナー



固定資産の 課税台帳縦覧

固定資産の課税台帳の縦覧は毎年、三月に行われていますが、今年も縦覧期間を、四月一日から四月二十日までに延期します。

町民税・県民税・所得税の 確定申告はお済みですか

3月15日まで

昭和五十一年度分の町・県民税の申告及び、昭和五十年分の所得税の確定申告と納税は、三月十五日までです。

町・県民税の申告は、地区別に巡回し相談をお受けしておりますが、所得税の確定申告をされる方は、三月二・三日農機具センターで申告相談が行われますので、これをご利用ください。

申告相談においてになる時には、申告書・印鑑・所得の算出及び所得控除に必要な資料は、忘れずにご持参願います。

納税に便利な振替納税を

所得税の便利な納め方として、振替納税の制度があります。あなたの取引きされている銀行や農協などの口座から、振替によって自動的に納税するものですから、うっかり期限を忘れていて余分な税金を払った、というようなこともありません。この制度を利用しようと思われる方は、金融機関か税務署にご相談ください。

お知らせ



子ども会では、ことしも亀尾山・小浜山へハイキングします。お父さんやお母さんたちも、たくさん参加してください。

開催日 三月七日(日)
行き先 秋穂地区 亀尾山
大海地区 小浜山

参加できる人

○身体が健康な人
○両親の承諾を得た人

○小学校低学年は、父兄が同伴用意するもの。べんとう、水とう手ぶくろ。おやつはいりません。

服装 ハイキングのできる服装。(女子はストラックス。半ズボンはいけません)

集合場所 秋穂地区午前九時に秋穂小運動場へ。大海地区午前九時三十分には大海小運動場へ。

申し込み 三月三日までに部落子ども会育成会長さんまで。

お問い合わせは、部落子ども会育成会長さんへ。

お詫び 二月号の表紙の文中に「そ業」とあるのは「そ業」の誤りにつき、お詫びして訂正いたします。



さあ人間も青空の外へ出よう

登山ハイキング

コース 錦町 寂地高原竜が岳 六七二m

日時 三月二十八日(日)午前七時 中央公民館出発。(貸切バス) 参加対象及び人員 一般 三十名 会費 千円

携行品 べんとう・水とう・タオル・その他登山に必要なもの。

申し込み 三月二十二日までに中央公民館へ。三十名になり次第、締め切ります。

おたずねは、中央公民館へ。

目で見る広報

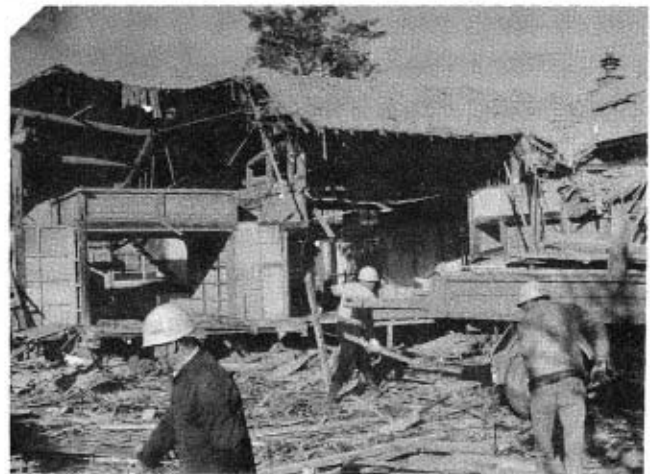


愛の献血ありがとうございました

2月5日、県水産種苗センターへ「愛の献血車、白ぼと号」が訪れました。早朝から忙がしい仕事をさいて多くの方たちがおいでくださり、8,200ccの献血をうけました。

ごくろうさん/旧庁舎

明治34年に建てられ幾多の町の歴史を見守ってきた旧庁舎が、老朽のため、名物の土蔵とともにとりこわされていきました。



オリエンテーリングで自然に親しまおう

最近、住民スポーツの中にとり入れられているオリエンテーリング。(略O・L)

これは、「方向を定めて走る」(ドイツ語)という意味で、常に自然を練習場として行います。地図の上に示されたいくつかの地点を、地図とコンパス(方向磁石)を使って、できるだけ早く発見し通過、ゴールする競技です。

これは、判断力、推理力、記憶力、行動力、方向決定技術等を身につけると同時に、体力を養うスポーツです。

ことしも、福島一臣さん(日本オリエンテーリング協会 公認指導員)を招いて、次のとおり開催します。

多くのの方々のご参加を待ちます。

日時 三月十四日(日) 十三時

場所 中央公民館

参加できる人 一般

服装・携帯品

・運動のできる服装(女子はスラックス)

・筆記用具(赤・黒のボールペン)

内容 マ体力づくりの意義、△O・Lの意義、▽地図の見方とコンパスの使い方

申し込み 三月十一日(木)までに公民館へ。

測量士・測量士補国家試験

受験資格 なし
試験方法 筆記試験

日時

○測量士 五月二十三日(日) 十時から十六時まで

○測量士補 五月二十三日(日) 十三時三十分から十六時三十分まで

試験地 広島市・福岡市のほか、全国二四市

願書受付場所 東京都目黒区東山三丁目二四番三号 一五三二建設省国土地理院総務部総務課。願書受付期間 二月二十日から三月十九日まで

受験手数料 五百円

そのほか、詳しいことは町施設課へおたずねください。

係ではみなさんからの投稿をまっています。

町民のみなさんの声を少しでも行政に反映させ、また親しまれる広報にしたいために、みなさんが自由に参加できるページを設けることになりました。

町民であればどなたでも歓迎。日頃、考へ思っているいろんなこと、珍らしい町内の話題、文芸、書画、マンガ、カットなど、内容は自由です。

さあ、どしどし左記宛投稿ください。また、ご一報くださればお伺いします。

送り先 町企画室広報係

(☎二〇二)有(三三二)

郷土史 (30)

鯖村史

大海領主宍道氏
毛利氏が防長二州を支配するようになって大海の領主となったのが、宍道主殿助元兼であったことが先号で述べた。

宍道氏は宇多天皇の後裔で、宍道八郎秀益の頃に出家国意宇郡宍道郷に住みついて、宍道氏を称した。姓は源氏、本名は佐々木氏である。秀益より六代を経て隆慶の代に大内義隆に従って山口に住むようになり、毛利元就の両国入りのときに従属した。その子政慶の三男が元兼で、毛利輝元に仕え、後秀就の代に当役(藩主参勤に随行する要職)を三回、当職(藩行政の長官)を二回もつとめ、藩政初期の功勞によって寛永二年(一六二五)八月、秀就から知行三千石を賜った。

その内訳は次の通りである。
四二八石一七九 吉敷郡大海村
一九九石八八六 同 小鯖村
一六三石四九 同 宇津木畑
四二二石四七一 阿武郡吉部村
その居館は上小鯖松尾の殿河内であったと推察されている。(小

主殿助元兼のあとを就兼がついでこの就兼が万治三(一六六〇)年に赤崎大明神の釣鐘を寄進している。その釣鐘は明治のはじめ神仏分離が行われた際、お宮から一切の仏具を取り除くことになり、梵鐘は仏具としてのけられ、鐘楼だけが昭和十七年の颯風で倒壊するまで境内に残っていた。現在大昌寺にある梵鐘は、かつての由緒ある銘鐘をしのび、門徒の人たちが昭和二十八年三月新しく寄進したものである。

大海村の由来 (1)

失われた赤崎社釣鐘の施主は前記の宍道就兼、当時の社僧は長徳寺の再興をはかった雲徹和尚である。かつて大海小の校庭に「カネイの松」という老松があったことを、古老の人は知っている。この鐘の記念樹であったものか。

この就兼にはあとつぎがなく、大海領主となったのは、元兼の孫の三左工門尉就員である。彼が青江浜二〇町歩の開作を計画したができなかったことは、「青江村」のところで述べた。就員は延宝元年(一六七三)

正月に故あって失脚して、率人の身となり、大海領も没収される。これにより宍道家は一時断絶したが、藩初の功勞ある家柄であるから、藩主綱広公は扶持米を給して郷国に居住することを許し、のち再興した。

なおこの小史「青江村」のところ、大海の宍道氏と、宍戸開作を開いた宍戸氏について述べたが両家は別の家柄であった。

このあと、大海村は宍道氏に代わって、栗屋氏の知行所となるがそのことはあとで述べる。

大海村の由来

大内時代に曾原氏、毛利初期に宍道氏があったが、それ以前的大海についてここで少し遡る。



山口市陶の「腰輪踊り」に指定されている。写真は陶公民館提供

この小史で平安時代に書かれた「和名抄」により、大海村附近大道一帯までを、多美郷(おおみのさと)といったことを述べた。その後各地に庄園が発生し、大道を中心に小侯庄ができた。小侯庄は建久二年(一一九二)法金剛院領になり、建武二(一三三五)年に右田の玉相神社の社領となり、應永一年(一四〇二)五月に同社領が安芸住人小早川美作則平の料所になったというから、小侯庄もその中に含まれていたのであろうとされる。(統防府市史)

大海も多分、この小侯庄に含まれていたと考えられ、幕末天保頃に書かれた風土注進案にも「吉敷郡小那御宰判之内小侯庄大海村」となっていて、大海と青江は台道村と共に小侯庄の中にあつた。

その他の記録によると、大海は隣村の下津令と特に深い関係があり下津令は更に小鯖庄の枝郷であった。以下これについて述べる。

應永九年(一四〇二)長徳寺文書には「下津令大海村」とあり、更に年代が下り、先に述べた寛永二年(一六四四)宍道氏が再建した赤崎神社の棟札に「吉敷郡小鯖庄内赤崎大明神」とあり、更に宍道就兼が万治三年(一六六〇)奉納の赤崎社の釣鐘にも「防州吉敷郡小鯖庄」とある。いずれも大海を小鯖庄としている。

この時代には、庄園の制はなく国の下に郡を、郡の下に村をおく制をつくったのは豊臣秀吉である。毛利氏は慶安三年(一六五〇)

防長両国を一八の行政区に分け、その区を宰判といい、秋穂庄も大海村も小侯庄も小那御宰判に属し小鯖村は山口宰判に属した。

このようなどき大海を小鯖庄といたしたのは、当時宍道氏が、小鯖を本拠としたことによるものとも考えられるが、単にこれだけの関係以上に古くから小鯖・大海の両地を結ぶものがあつた。

大海と小鯖

風土注進案「吉敷郡小鯖庄志」によると、「小鯖八幡宮の祭りには産子より腰輪踊りを出し、本社で踊ってのち下津令繁枝の宮・大海赤崎明神まで踊りに行っていた。それはこのあたりまで古くから当社の生土の地であつた。その証拠には小侯庄八幡宮に御符という黒漆の板がある。應永三二年にこの御符は改造されているが、その文面は小侯下津令はもと小鯖八幡宮の神役に従うていた。ところが正治元年(一一九九)いささか争論のことがあつて、彼の地(小侯)に八幡宮の祠を建て、祭るようになった事が書かれて居り、またこのことは小侯八幡宮の記録にもある。大海赤崎社の記録にも、古く腰輪踊りがあり秋祭りには一三か村から踊りに来て居り、特に小鯖から来る腰輪踊りは、古くから特別な由緒があつたことが書かれている。(「秋穂の神祠」参照)

ついでながら、その腰輪踊りは今は陶村に残っている。以下次号

(秋穂町教育委員会嘱託)

田中 稔記